

役員並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

社会福祉法人よつば福祉

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よつば福祉（以下「法人」という。）の定款第9条、第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び実費弁償等の支給の基準を定める。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したとき、及び役員が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支給することができる。但し、法人の職員である者には不支給とする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態または業務に応じて次の通り報酬等を支給する。

2 常勤及び非常勤役員で当法人の職員を兼ねるもの（以下「職員兼務役員」という。）については、本規程の支給基準とは別に、職員として勤務する施設から支給される給与、賞与、通勤手当及び退職手当を受領することができる。

3 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2記載の金額を限度として別途理事会の決議により定めた報酬、又は実費弁償費を支給することができる。

4 非常勤理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2記載の金額を限度として別途評議員会の決議により定めた報酬、又は実費弁償費を支給することができる。
但し、法人の職員である者には不支給とする。

5 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2記載の金額を限度として別途評議員会の決議により定めた報酬、又は実費弁償費を支給することができる。

6 評議員が、評議員会以外の日において、法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2記載の金額を限度として別途理事会の決議により定めた報酬、又は実費弁償費を支給することができる。但し、定款第9条により、その総額は年間70万円以内とする。

7 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

8 役員及び評議員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、また辞任、死亡により退任した場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。その金額については、該当者についての貢献度及びその時の財務内容を鑑みて理事会で議論した内容を提案し、評議員会にて決議するものとする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員の旅費規程を準用し、交通費及び宿泊料の実費額を支給することができる。

(改正)

第5条 この支給の基準を改正する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(補足)

第6条 この基準に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成29年6月14日から施行する。

この規程は令和4年3月31日から施工する。

改正：令和6年3月23日

別表1 (第2条関係)

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000円
評議員会出席報酬等	3,000円

別表2 (第3条関係)

名 称	報酬限度/回	実費弁償費/回
理事長業務報酬等	50,000円	3,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	3,000円

別表3 (第4条関係)

名 称	旅費・宿泊費
旅費・宿泊費	実 費